

菊川市立菊川西中学校 学校いじめ防止基本方針（平成30年度）

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

- ・ 「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」

【H18 年文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

- ・ 「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。【H25 年「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）より】
- ・ 従来、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・精神的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされてきたが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数など、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立ってとらえる必要がある。

(2) いじめ0宣言 ～4つの共通認識～

- ① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる。
- ② いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
- ③ いじめられている子どもを必ず守り通す。
- ④ 暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷等は犯罪行為である。

(3) いじめ問題の態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
→脅迫、名誉毀損、侮辱
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。 →暴行
- ③ わざとぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
→暴行、傷害
- ④ 金品をたかられる。 →恐喝
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
→窃盗、器物破損
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
→強要、強制猥褻
- ⑦ インターネット掲示板、SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
→名誉毀損、侮辱

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

「いじめ対策委員会」

- ・ 構成員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、安心づくり部長、養護教諭、スクールカウンセラー、こころの教室相談員
(必要に応じて PTA 代表)
- ・ 運営・・・定期的な開催 (主任者会の中に位置づける)
- ・ 内容・・・学校いじめ防止基本方針の作成、ケース会議、議事録の集積、いじめアンケートの分析、いじめに関する情報の引き継ぎ等

3 いじめ防止等の対策のための実施計画

(1) 学級・学校経営の充実

- ① 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いに認め合い、支え合い、助け合う学級をつくる。
- ② 思いやりをもち、正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ③ 学級や学校のルールや規範が守られるような指導を継続して行う。
- ④ 生徒自らがいじめについて考える機会を設定し、主体的にいじめをなくす態度を育てる。

(2) 授業における生徒指導の充実

- ① 「わかる授業」「楽しい授業」を通して、生徒たちの学び合いを保障する。
- ② 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをする。

(3) 教育活動全体を通じた道徳教育

- ① 道徳の授業を要に「思いやり」「生命・人権」を大切にする指導の充実に努める。
- ② 道徳の授業に、いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める。

(4) 心の居場所づくり学級活動

- ① 構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を活用し、コミュニケーション力や社会性を養う。
- ② 発達段階に応じて、いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。
- ③ 「菊川市情報教育モデルカリキュラム」を活用し、学級活動において情報モラルの授業を行い、ネットいじめの防止を計画的に進める。

(5) 自尊感情を高める学校行事

- ・ 達成感や感動、人間関係の深化が得られるような行事を企画、実施する。

(6) 主体的な生徒会活動・部活動

- ・ 子どもたちが自分たちの問題として、いじめ予防と解決に取り組めるように主体的な活動をすすめる。また、リーダーを中心に自分たちの力で自治活動していく実践力を育成する。

4 地域・保護者との連携

(1) 小中の連携

- ・ 育てたい児童生徒像の明確化・共有化、取組の重点化を図り、一貫した取組を推進する。
- ・ 児童生徒の情報交換を密に行い、中1ギャップの軽減を図る。

(2) 保護者や地域への働きかけ

- ① P T Aや学校説明会等において、いじめ（ネットいじめも含む）に対する指導方針などの情報を提供する。
- ② いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、懇談会や学校・学年だより、学級懇談会等による広報活動を積極的に行う。
- ③ 学校評議員やPTAとの連絡を密にし、情報を得る。

5 いじめの早期発見・・・「早期発見のための具体的手立て」

(1) 教師による日々の観察

休み時間や昼休み、放課後等に、学級担任や部活顧問を中心に生徒達の様子に目を配る。生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設ける。気になる言動が見られた場合、適切な指導を行う。また、教師間で情報を共有し、指導にあたる。

(2) 生活日記の活用

生活日記（あゆみ）を通して、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問、電話連絡をし、迅速に対応する。

(3) 教育相談（年2回）

全校生徒を対象とし、6月と10月に教育相談を実施する。また、日頃から日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

(4) 特別支援・生徒指導委員会

各学年の特別支援を要する生徒、生徒指導上気になる生徒について、職員が情報共有をする。

(5) アンケート（年5回）

定期アンケートを各期終了時に実施するだけでなく、実態に応じて随時実施する。アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識で行う。

(6) 保護者からの相談

いじめ発見のきっかけは、「保護者からの訴え」が多いことから、いじめられている生徒は、家庭でも様々なサインを出していると考えられる。いじめの早期発見には、保護者の観察と協力が不可欠である。保護者会や家庭訪問の際に、いじめ問題に対する学校の指導方針や状況等を伝えながら、連携して早期発見及び解決に当たる。

6 いじめを受けていると思われる情報を得た場合の対応

いじめを認知した場合、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、いじめ対策委員会による緊急会議を開き、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

日々の生活観察・アンケート・教育相談・周りの生徒や保護者からの訴え等の情報



情報を得た教職員



担任・学年主任・部活顧問等で情報収集



校長・教頭・生徒指導主事へ報告・招集



いじめ対策委員会⇄職員会議（報告・共通理解）

(1) 報告・共通理解

(2) 調査方針・分担決定

① 聞き取り調査

- ・ 事案の状況によりメンバーの決定

（担任・学年主任・部活顧問・生徒指導主事・養護教諭等）

② 聞き取り調査の報告・事実関係の把握

③ 指導方針の決定

④ 指導体制の編成

- ・ 事案の状況によりメンバーの決定

（担任・学年主任・部活顧問・生徒指導主事・養護教諭等）

(3) いじめ解消に向けた指導

① 被害生徒

- ・ 仕返しやいじめの継続などが起こらないように守り通すことを約束し、安心感を与える。

② 加害生徒

- ・ 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢で指導する。

③ 他の生徒

- ・ 「いじめは絶対に許されない行為である」ということや、教員や親に相談することが、人権と命を守る行為であることを理解させる。

④ 被害生徒保護者（加害生徒保護者）

- ・ いじめの状況や指導方針を説明し、理解を求める。
- ・ 加害生徒の保護者に対して、被害生徒保護者の心情と学校の指導方針への理解を求める。

※ 学校だけで解決が困難な場合は、警察・児童相談所などの関係機関に相談する。

(4) 解消・継続指導、経過観察

- ・ 全職員に事実と対応を報告し、共通理解をする。

(5) 再発防止・未然防止活動

7 校内研修・PDCA点検・見直し

(1) 教職員の共通認識を図るために、少なくとも年2回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題、生徒理解等に関する校内研修を行う。

(2) 生徒や保護者、教職員のアンケートをもとに取組が計画的に行われているか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。